

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、塗装工として就労していた。請求人は、平成〇年〇月〇日、当日の業務を終え、請求人の運転で他の作業員を自宅まで送り届ける途中、対向車線にはみ出し、対向車と正面衝突して負傷した。
- 2 請求人は、同日、C病院に受診し、「左第3趾関節内骨折、左第3中足骨骨折、左第1趾末節骨骨折、左第4趾基節骨骨折、鼻骨骨折」等と診断され、以後、複数の医療機関で療養を継続した結果、平成〇年〇月〇日、治癒（症状固定）した。
- 3 本件は、請求人が障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人がこれを不服として本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁

(略)

#### 第4 争 点

請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

請求人に残存する障害として評価すべきは、請求人の自訴及び医学的意見から判断して、左足関節及び左足指の機能障害と右足部及び左足指部・足部の神経症状であると認められる。

##### (1) 左足関節の機能障害

請求人の左足関節の可動域角度は、D医師の他動運動による測定結果によると10度（屈曲10度、伸展0度）とされている。しかしながら、E医師の自動運動による測定結果によると60度（屈曲45度、伸展15度）とされており、これは、D医師の測定結果を超えて、当該角度まで自ら関節を動かすことができることを意味するものである。当審査会としては、自動運動に係る測定結果であるとの事実からみて、E医師の測定に信憑性を欠くとみるべき事情は認められないことから、残存する障害の評価に当たり、D医師の測定結果に依拠することはできないものと判断する。

そこで、E医師の他動運動による測定結果をみると、左足関節の可動域角度は60度（屈曲45度、伸展15度）とされており、健側である右足関節の可動域角度75度（屈曲55度、伸展20度）と比較してある程度の制限は認められるものの、3/4以下（56.25度以下）には制限されていないことから、左足関節に障害等級に該当する機能障害が残存しているものとは認められない。

##### (2) 左足指の機能障害

##### ア 第1指

中足指節関節についても、上記（1）と同様の理由により、D医師の測定結果に依拠することはできないものと判断する。

そこで、E医師の他動運動による測定結果をみると、中足指節関節の可動域角度は65度（屈曲25度、伸展40度）とされており、健側である右第1指の中足指節関節の可動域角度80度（屈曲40度、伸展40度）と比較して若干の制限は認められるものの、1/2以下には制限されていない。

また、同医師の測定結果によると、指節間関節の他動運動による可動域角度は35度（屈曲35度、伸展0度）とされており、健側である右第1指の指節間関節の可動域角度35度（屈曲35度、伸展0度）と比較して制限は認められない。

以上のとおり、左第1指の中足指節関節及び指節間関節の可動域は、健側である右第1指と比較して1/2以下には制限されていないことから、左第1指に障害等級に該当する機能障害が残存しているものとは認められない。

#### イ 第3指

中足指節関節の他動運動による可動域角度は、E医師の測定結果によると50度（屈曲15度、伸展35度）とされており、健側である右第3指の中足指節関節の可動域角度70度（屈曲20度、伸展50度）と比較して、相応の制限は認められるものの、1/2以下には制限されていない。

近位指節間関節の他動運動による可動域角度は、E医師の測定結果によると30度（屈曲30度、伸展0度）とされており、健側である右第3指の近位指節間関節の可動域角度45度（屈曲45度、伸展0度）と比較して相応の制限は認められるものの、1/2以下には制限されていない。

以上のとおり、左第3指の中足指節関節及び指節間関節の可動域は、健側である右第3指と比較して1/2以下には制限されていないことから、左第3指に障害等級に該当する機能障害が残存しているものとは認められない。

#### ウ 第4指

中足指節関節の他動運動による可動域角度は、上記イの第3指と同様に、健側である右中足指節関節の可動域角度と比較して1/2以下には制限されていない。

一方、近位指節間関節の他動運動による可動域角度は、E医師の測定結果によれば、10度（屈曲40度、伸展-30度）とされており、健側である右第4指の近位指節間関節の可動域角度60度（屈曲60度、伸展0度）と比較して1/2以下に制限されていることから、左第4指は「足指の用を廃し

たもの」に該当するものと認められる。

エ 上記アないしウから、請求人に残存する左足指の機能障害は、「1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの」障害等級第14級の8に該当するものと認められる。

(3) 右足部及び左足指部・足部の神経症状

D医師は、上記障害状況診断書において、請求人に残存する神経症状に関し特段言及していないものの、請求人の自訴及びE医師意見を踏まえると、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、請求人には、右足部及び左足指部・足部にそれぞれ「局部に神経症状を残すもの」障害等級第14級の9に該当する神経症状が残存しているものと判断する。

(4) 上記(1)ないし(3)のとおり、請求人には、左足第4指の用廃(障害等級第14級の8)と右足部の神経症状(障害等級第14級の9)及び左足指部・足部の神経症状(障害等級第14級の9)が残存しているものと認められる。

請求人に残存する障害のうち、右足部と左足指部・足部の神経症状は同一の系列にあることから、これらについて併合の方法を用いて準用等級を定め(準用第14級)、さらに、これと別系列である左足第4指の用廃とを併合して等級を定めると、請求人に残存する障害は、障害等級第14級となる。

### 3 結 論

以上のとおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。